

令和3年産かんしょ茎・根腐敗症への支援策
(概要)

※ 太字部は拡充内容

令和3年産のかんしょ茎・根腐敗症への対応として、被害地域の実態等を踏まえ、セーフティネット基金等により以下の取組を支援。

- 1 地域全体への支援（補助率 1/2 以内）
 - ・ほ場残渣の処理費への支援
(ほ場から処理施設への運搬費用を対象に拡大)
 - ・反転耕や土壤殺菌の作業機導入への支援
 - ・**ウイルスフリー苗又は種いもの調達支援**
(被害が著しいほ場の支援から対象を拡大)
 - ・苗・苗床消毒用殺菌剤等への支援
 - ・罹病判定のための簡易検査費用への支援
 - ・予防・**治療薬剤**への支援
※対象薬剤：銅水和剤、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、**アゾキシストロビン水和剤（農薬登録後）**
 - ・**トンネル栽培等の早期栽培に必要な資材への支援**
- 2 被害が著しいほ場への支援（補助率 1/2 以内、定額）
 - ・土壤消毒への支援
 - ・堆肥への支援
 - ・被覆資材への支援
 - ・他作物への転換への支援（3万円/10a）
 - ・**輪作の実証への支援**

} 2年連続の取組も支援対象に拡大

3 継続栽培への支援（補助率：定額）

かんしょ生産を継続しながらサツマイモ基腐病対策を促すため、令和2年産において被害率が3割以上のほ場については2万円/10a、一部でも被害が発生(被害率3割未満)したほ場については1万円/10aの支援。
(令和2年産における被害発生ほ場の割合が全体の5割以上の県又は市町村が対象。被害発生ほ場等は市町村、JA等が確認。)

(条件)

- 1 令和3年産かんしょ茎・根腐敗症への支援策（上記1）を活用した上で、令和3年産のかんしょの作付を行うこと。
- 2 加工業者等との植付前契約を行うこと。
- 3 収入保険の加入者又は共済組合等と連携して農業者への戸別訪問による収入保険の加入促進を行う市町村・農協等の管内に所在し、収入保険に関する説明を受けた旨の確認書を提出する農業者。